被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十五号

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第六十三条第四項（同法附則第六十四条第一項後段及び第二項後段において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第百二十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第一条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項の表中

令和二年四月から令和三年三月まで	年三・四パーセント
令和三年四月から令和四年三月まで	年三・七パーセント
令和四年四月から令和五年三月まで	年三・九パーセント
令和五年四月から令和六年三月まで	年四・一パーセント

を

令和二年四月から令和三年三月まで	年一・七パーセント
令和三年四月から令和四年三月まで	年一・六パーセント
令和四年四月から令和五年三月まで	年一・七パーセント
令和五年四月から令和六年三月まで	年二パーセント
令和二年四月から令和五年三月まで	年二・一パーセント
令和五年四月から令和七年三月まで	
令和七年四月から令和八年三月まで	
令和八年四月から令和九年三月まで	
令和九年四月から令和十一年三月まで	

に改める。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第三十九条及び第七十八条の二中「四・二パーセント」を「三・五パーセント」に、「平成三十二年三月」を「令和二年三月」に、「平成三十三年三月」を「令和五年三月」に、「三・四パーセント、同年四月から平成三十四年三月までの期間については年三・七パーセント、同年四月から平成三十五年三月までの期間については年三・九パーセント」を「一・七パーセント」に、「平成三十六年三月」を「令和七年三月」に、「四・一パーセント」を「一・六パーセント、同年四月から令和八年三月までの期間については年一・七パーセント、同年四月から令和九年三月までの期間については年二パーセント、同年四月から令和十一年三月までの期間については年二・一パーセント」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、令和二年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年四月十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百四十六号

著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、著作権法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

著作権法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和二年四月二十八日とする。

文部科学大臣　萩生田光一
内閣総理大臣　安倍　晋三